

I. 総 則

1 目 的

この要綱は、全国の建築士会が高い建築技術を有する専門家集団として、地震や風水害等の災害発生時に被災者の安全確保、被災家屋の復旧や地域の復興に向けた活動とともに平常時の災害防止に向けた活動に関し、必要な事項を定め、これを実施することを目的とする。

2 運 用

この要綱は、全国の建築士会が災害対応活動を行う上で、共通する基本的事項についてまとめたものである。各建築士会は、この要綱を参考に、都道府県の地域防災計画をはじめ、各自治体の防災関連計画等と整合を図りつつ、独自の活動マニュアルを作成するものとする。なお、本要綱及び活動マニュアルについては、想定を超えた大規模な災害が発生した場合や関連法令が改正された場合、及び前回の更新から概ね5年が経過した場合においては、本内容の見直しや追加作業を行い更新する。

3 施 行

「建築士会の災害対応(2022改訂版)」は、令和4年6月2日から施行する。